

学校等における児童等の安全の確保のための指針

第1 通則

1 目的

この指針は、愛知県安全なまちづくり条例（平成16年愛知県条例第4号）第21条第1項の規定に基づき、学校等における児童等の安全を確保するために行う必要な方策を示すことにより、学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の設置者及び管理者に対し、児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、法令、関係条例、文部科学省発行の危機管理マニュアル及び関係省庁からの各種通知等を踏まえ、管理体制の整備状況等、学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等に対する危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の出入口を限定する。
- (2) 出入口の門扉に施錠等の措置を講ずる。
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等を設置する。
- (4) 来校者用の入口及び受付を明示する。
- (5) 来校者に対して名簿への記入及び来校証の使用を要請する。
- (6) 来校者への声掛けを励行する。
- (7) 必要に応じて使用教室の配置を検討する。
- (8) 必要に応じて教職員等が学校の敷地内及び外周を巡回する。
- (9) 必要に応じて防犯カメラ等の防犯設備の設置を検討する。
- (10) 防犯カメラを設置する場合には、録画機能を有するものを使用するとともに、管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準を定めること並びに防犯カメラが設置され

ていることを設置区域内に明示することなどにより、プライバシーの保護に努めること。

2 施設・設備の点検整備等

不審者の侵入を防止するとともに、侵入した不審者による児童等に対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備等に努めるものとする。

- (1) 校門、圍障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、施錠設備等の点検整備を行う。
- (2) 死角の原因となる障害物を移動し、又は除去する。
- (3) 警報ベル、ブザー等の警報装置、防犯監視システム、校内緊急通報システム等の防犯設備の点検整備を行う。
- (4) 必要に応じて警報用ブザーを教職員、児童等に貸与する。

3 安全対策を推進するための体制の整備

学校等における安全対策を推進するため、次のような体制整備を行うよう努めるものとする。

- (1) 教職員等による安全確保の体制を整備し、緊急時の役割分担を確認する。
- (2) 学校等、保護者、地域ボランティアその他関係機関が一体となった体制を確立する。
- (3) 緊急時の連絡体制を確立する。
- (4) 学校等、警察署、国、県、市町村その他関係機関相互間における情報連絡網を整備する。

4 児童等に対する安全教育の充実

児童等が日常生活全般において自ら安全を確保できるよう、犯罪の被害にあわないための知識を習得させ、様々な危険を予知・予測し、自ら安全に行動できる能力を育成するため、総合的な学習の時間、特別活動等を活用して計画的に学習できるよう努めるとともに、次のような取組の実施にも努めるものとする。

- (1) 誘拐、連れ去り等にあわないための対処方法等の指導を行う。
- (2) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練等を実施する。
- (3) 地域における危険箇所や「子ども 110 番の家」等を周知させ、児童等が主体となって地域社会の安全について体験し、学ぶ教育を実施する。

- 5 保護者、地域住民及び自治会、青少年教育団体等の関係団体との連携
- 保護者、地域住民及び関係団体と連携し、子どもの安全確保につながる次のような施策の実施に努めるものとする。
- (1) 保護者、ボランティア等による登下校時のパトロール、校外安全指導等や学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察、学校等への通報に対する協力依頼を行う。
 - (2) 安全対策に関する情報提供を行う。
 - (3) 「子ども 110 番」の家等の子どもの安全を確保できる場所の拡大を図る。
- 6 緊急時に備えた対策
- 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備え、危機管理マニュアルを策定するものとする。また、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策の実施に努めるものとする。
- (1) 安全対策を徹底するための教職員に対する指導、研修及び訓練を実施する。
 - (2) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における監視、侵入の阻止及び排除体制の確立並びに児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立を図る。
 - (3) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の警察への通報体制、保護者への連絡の方法及び登下校の方法を事前に定めておく。
 - (4) 学校等の内外における巡回等、児童等の安全確保についての警察署、消防署等への協力依頼を行う。
 - (5) 緊急時における安全対策について警察署、消防署等との連携強化を図るため、情報交換を行う。
 - (6) 警察署及び消防署の協力を得て、教職員、保護者、地域ボランティア等による安全教室、防犯訓練、救命救急訓練等を実施する。